

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第2回所沢市みどりの審議会
開 催 日 時	令和7年2月12日(水) 10時00分から11時30分 まで
開 催 場 所	市役所6階604会議室
出 席 者 の 氏 名	竹内智子、平塚基志、鶴田由美子、中安直子、杉山俊也、青野倫行、大島孝夫、加藤健伸、荒井理恵、関谷佳和、吉藤弘子、松岡俊佑
欠 席 者 の 氏 名	—
説明者の職・氏名	審議の内容のとおり
議 題	<p>(1) 菩提樹池里山保全地域の区域の変更(指定拡大)の諮問について</p> <p>(2) 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更(指定拡大)の諮問について</p> <p>(3) 北野南二丁目里山保全地域の区域の変更(指定拡大)の諮問について</p> <p>(4) 旧鎌倉街道沿里山保全地域の区域の変更(指定解除)の諮問について</p> <p>(5) 三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定の諮問について</p> <p>(6) その他</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料 1 里山保全地域について ・ 資料 2-1 菩提樹池里山保全地域の区域の変更(指定拡大)に係る計画書 ・ 資料 2-2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(抜粋) ・ 資料 2-3 菩提樹池里山保全地域の区域の変更(指定拡大)に係る概要説明 ・ 資料 2-4 菩提樹池里山保全地域 計画図 ・ 資料 2-5 菩提樹池里山保全地域の区域の変更(指定拡大)スケジュール ・ 資料 3-1 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更(指定拡大)に係る計画書 ・ 資料 3-2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(抜粋) ・ 資料 3-3 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更(指定拡大)に係る概要説明

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 3-4 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域 計画図 ・ 資料 3-5 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更 (指定拡大) スケジュール ・ 資料 4-1 北野南二丁目里山保全地域の区域の変更 (指定拡大) に係る計画書 ・ 資料 4-2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例 (抜粋) ・ 資料 4-3 北野南二丁目里山保全地域の区域の変更 (指定拡大) に係る概要説明 ・ 資料 4-4 北野南二丁目里山保全地域 計画図 ・ 資料 4-5 北野南二丁目里山保全地域の区域の変更 (指定拡大) スケジュール ・ 資料 5-1 旧鎌倉街道沿里山保全地域の一部区域の指定解除に係る理由書 ・ 資料 5-2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例 (抜粋) ・ 資料 5-3 旧鎌倉街道沿里山保全地域 計画図 ・ 資料 5-4 旧鎌倉街道沿里山保全地域の区域の変更 (指定解除) スケジュール ・ 資料 6-1 三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定に係る計画書 ・ 資料 6-2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例 (抜粋) ・ 資料 6-3 三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定に係る概要説明 ・ 資料 6-4 (仮称) 三ヶ島一丁目里山保全地域 計画図 ・ 資料 6-5 (仮称) 三ヶ島一丁目里山保全地域の指定スケジュール
<p>担 当 部 課 名</p>	<p>環境クリーン部長 安藤 善雄 環境クリーン部次長 大久保 千明 みどり自然課長 加賀屋 浩介 みどり自然課 主査 中 正行 みどり自然課 主任 岩崎 博司 みどり自然課 主任 瀬倉 隆平</p> <p style="text-align: right;">電話 04 (2998) 9373</p>

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
竹内会長	<p>1 開 会 みどり自然課中主査の司会により開会した。</p> <p>2 出席者の確認 定足数を満たしているため会議が成立していることを確認した。</p> <p>3 傍聴者の確認 傍聴者がいないことを確認した。</p> <p>4 資料の確認 配布した資料の過不足等を確認した。</p> <p>5 制度の説明 資料 1 を基にみどり自然課岩崎主任より里山保全地域の制度について説明を行った。</p> <p>6 諮問書の提出 「菩提樹池里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「北野南二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「旧鎌倉街道沿里山保全地域の区域の変更（指定解除）」、「三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定」について、安藤環境クリーン部長より竹内会長へ諮問書を提出した。</p> <p>7 議題 議題 1 菩提樹池里山保全地域の区域の変更（指定拡大）の諮問について 資料 2-1 から資料 2-5 を基にみどり自然課岩崎主任から菩提樹池里山保全地域の指定を拡大する区域について説明を行った。</p> <p>今回の菩提樹池里山保全地域の区域の変更については諮問のとおり了承する。</p> <p>議題 2 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更（指定拡大）の諮問について 資料 3-1 から資料 3-5 を基にみどり自然課岩崎主任から上山口堀口</p>

竹内会長	<p>天満天神社周辺里山保全地域の指定を拡大する区域について説明を行った。</p> <p>質疑応答については次のとおりであった。</p> <p>計画図を見ると里山保全地域の区域の中にはまだ指定されていない区域も一部あるが、今後、地権者の意向を伺って指定地に含めていくのか。</p>
岩崎主任	そのつもりである。
平塚委員	<p>航空写真を見るとあまり木が生えておらず恐らく畑となっている区域もあるが、地目として農地も指定の対象となるのか。</p>
岩崎主任	農地も指定の対象である。
平塚委員	宅地はどうか。
岩崎主任	宅地はその状況により判断している。
竹内会長	<p>今回の上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更については諮問のとおり了承する。</p>
	<p>議題3 北野南二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）の諮問について</p> <p>資料4-1から資料4-5を基にみどり自然課岩崎主任から北野南二丁目里山保全地域の指定を拡大する区域について説明を行った。</p> <p>質疑応答については次のとおりであった。</p>
鶴田委員	<p>計画図にある写真を見るとアスファルトのように見える部分もあるが、里山保全地域として指定された場合にはどのような管理をしていくのか。</p>
加賀屋課長	<p>今回の対象地はみかん畑であった区域である。アスファルトのように見える部分は雑草が生えないようにフェルト材を敷いている。</p> <p>今年度採れたみかんはイベントの際に市民に配布した。今後の活用方法については検討段階ではあるが、同様の活用方法を考えており、今回の対象地は今の状態を維持していく考えでいる。</p>
杉山委員	果樹園だったところを今後どう活用していくのか。また、最近はキ

<p>加賀屋課長</p>	<p>ツネが増えていてこのような環境はキツネにとって好ましい環境だと思うが、今後保全の計画があるか。</p> <p>保全地内の果樹などはキツネ等のエサになるがアライグマのエサにもなり繁殖の機会を増やす原因の一つになる。また、今回の対象地以外にも果樹のなる木がある保全地をどのように管理していくかは課題だと感じている。ただ採って捨てるだけではなく近隣に稼働中の果樹園もあるので影響を考慮しながら、市民に開放していくことができると考えている。</p>
<p>竹内会長</p>	<p>今回の北野南二丁目里山保全地域の区域の変更については諮問のとおり了承する。</p>
<p>加賀屋課長</p>	<p>議題 4 旧鎌倉街道沿里山保全地域の区域の変更（指定解除）の諮問について</p> <p>資料 5-1 から資料 5-4 を基にみどり自然課岩崎主任から旧鎌倉街道沿里山保全地域の指定を解除する区域について説明を行った。</p> <p>質疑応答については次のとおりであった。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>資料 5-1 の指定解除の理由として地権者からの申し出によるとあるが、差し支えない範囲で詳細を伺いたい。</p>
<p>加賀屋課長</p>	<p>地権者が亡くなったことで相続が発生し、相続税を納めるために現金が必要となった。土地の売却にあたっては、里山保全地域の指定地となっていると売ることが難しいことから解除の申し出があった。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>今回のように里山保全地域の解除という話が挙がった際に、市で買取るという検討がなされるかと思うが、市で具体的な単価を提示したのか、それとも他の土地利用の方が高かったのか差し支えない範囲で伺いたい。</p>
<p>加賀屋課長</p>	<p>本市で買取る際は手続きに時間が掛かるところがある。地権者側は相続税を納めるため、早急に現金化する必要があった。</p>
<p>中安委員</p>	<p>所沢市は他市に比べて積極的に特別緑地保全地区への指定を実施してきた。今回の土地も特別緑地保全地区に格上げして、土地を買取るということは難しかったのか。</p>
<p>加賀屋委員</p>	<p>特別緑地保全地区の指定については都市計画審議会を経て都市計</p>

	<p>画決定を行うという時間を要する手続きになる。今回は急ぎの案件であったため特別緑地保全地区の手続きとなると間に合わない状況であった。</p> <p>今回は特別緑地保全地区の指定とはならなかったが、緑地を守っていくために必要な手続きを模索し、特別緑地保全地区の指定も検討していきたい。</p>
杉山委員	<p>今回のような指定解除といった相談が他の緑地においても起こりえるかと思うが、今回の事例を活かして指定解除とならないように早めに動いていくということか。</p>
加賀屋課長	<p>土地の購入ができないかなど検討はしているが、諸々の条件から難しい状況にある。</p> <p>近隣の自治体に比べて、本市はこれまで積極的に緑地の指定をしてきた。広げた緑地を今後はどのように活用していくかを検討しており緑地の保全と活用にも力を入れていきたい。</p>
竹内会長	<p>緑地の買取りの予算は毎年計上されているのか。</p>
加賀屋課長	<p>令和6年度は買取りの予算は計上されている。また、本市は緑地の買取りのための緑の基金があるため、予算が計上されていない年度であっても基金を活用して緑地の買取りを行うことも可能である。</p>
竹内会長	<p>里山保全地域のような指定が掛かっている区域を優先的に対応してもらえるのか。</p>
加賀屋課長	<p>特別緑地保全地区は買取りが義務となっているが、里山保全地域においては、エコロジカルネットワークの形成にどれだけ寄与するのかなどを検討して優先順位を付けて対応している。</p>
竹内会長	<p>先の議題においては、寄附による公有地化があったとのことだが、寄附の受入れというのも増えているのか。</p>
加賀屋課長	<p>寄附の受入れも増えている。</p>
大島委員	<p>緑の基金の財源については、一般会計予算の歳出にあるのか、それとも募金などによって集めているものなのか。</p>
加賀屋課長	<p>寄附などによるものである。過去には、所沢浄化センター跡地を株</p>

	<p>株式会社KADOKAWAに売却した際の歳入の一部を緑の基金に積み立てたこともあるが、近年における基金の原資は、株式会社西武ライオンズなどの企業や市民の皆様からいただいた寄附によるものがほとんどである。</p>
加藤委員	<p>ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 11 条において、木竹の伐採などの行為の届出を行う定めがある。これらの行為を行うと里山保全地域の指定地から外れるのか、それとも行為を行った後も指定地として残るのか。</p>
加賀屋課長	<p>ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 11 条における届出をした行為の結果、同条例第 10 条にある指定の要件を満たさなくなった場合には解除の手続きを行うことになる。</p>
鶴田委員	<p>今回の指定解除はやむを得ないとしても、今後も相続税の支払いに係る同様の事例が発生する可能性は高いと思うので、この反省を次に活かさなければならないと考える。</p> <p>所沢市は緑の基金を持っているとのことで、一般会計に比べて緊急的な財政出動も可能かと思う。相続がいつ発生するのかは分からない部分ではあるが、相続税の支払い期限は逝去後 10 カ月以内であり、10 カ月あれば基金から購入することは可能ではないか。短期間の間に買取りができる仕組みを作ると同時に相続が発生していることを速やかに知らせていただく仕組みを作る必要があると考える。</p>
加賀屋課長	<p>指定時に相続の際のご案内を地権者にできていないので、今後改善していきたい。</p> <p>なお、本市には市民が亡くなった際に全庁的にどのような手続きがあるのかをまとめたお悔みハンドブックというものがあり、その中に山林の地権者はどのような手続きを行う必要があるのかを記載している。このような手法も活用しながら周知していきたいと考えている。</p>
吉藤委員	<p>地権者の方から寄附いただいた土地は里山保全地域として維持していけるのか。地権者から返してほしいというようなことはないのか。</p>
加賀屋課長	<p>寄附をいただいた土地は、所有権の登記を移転するためお返しすることはない。</p>

吉藤委員	<p>里山保全地域の中で地権者が所有している土地は里山保全地域から解除となってしまうことがあるのか。</p>
加賀屋課長	<p>今回審議しているものが本市の名義となっておらず地権者が所有する土地において相続が発生したことをきっかけに解除の申出がなされたもの。今後、このような事例が全く無いとは断言できない。指定を掛けたところを今後どのようにして保全していくのが課題である。</p>
竹内会長	<p>今回指定の解除ということで、今回はやむを得ないが、今後に活かすために制度について考えていくということで意見をいただいた。本件については諮問のとおり了承するということが良いか。</p> <p>異議は無いようなので、後ほど附帯意見無しとして答申を行う。</p> <p>議題5 三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定の諮問について 資料6-1から資料6-5を基にみどり自然課岩崎主任から三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定を行う区域について説明を行った。</p> <p>質疑応答については、次のとおりであった。</p>
杉山委員	<p>写真を見るとうっそうとしており今後の管理が重要かと思うが、管理の方針や地域の方々の連携などを含めて誰が管理を行うのかなどの考えはあるか。</p>
加賀屋課長	<p>対象地はほとんど人の手が入っていない状況となっている。また、ナラ枯れが発生して数年が経過しており、落枝や幹折れが起りやすい状況であるため今回は現地視察を控えさせていただいた。</p> <p>このように危険な状況にあるナラ枯れ木が道路などのインフラに影響を及ぼさない管理を検討している。他の管理地の状況を見て手を入れていきたい。</p> <p>また、地域の方と連携しての取り組みとしては、みどりのパートナー制度があり、市民のボランティアによるみどりの保全や緑化の推進を実施してもらっているが、この区域についてはまだ活動している団体などは無いため、今後募集するなどご案内をしていくことを検討している。</p>
杉山委員	<p>動植物の調査には入っているのか。</p>
加賀屋課長	<p>みどりの基本計画を策定する際に調査を行っているが、それ以降は</p>

	<p>実施していない。</p>
青野委員	<p>区域の西側に指定区域に含まれていない部分があるが、今後は拡大という可能性もあるのか。また、今回区域に含まれていないのは地権者の同意を得られていない区域ということか。</p>
加賀屋課長	<p>そのとおりである。地権者への同意確認を行った結果、指定に同意を得られなかったため指定区域からは除いているが、今後指定をしていきたい区域であるため交渉は継続していく。</p>
鶴田委員	<p>地権者への支援の1つに樹木の倒木等による補償の支援があるが、今年度この損害保険を使用した実績はあるか。また、そのような事故が起きて周辺の道路に影響が出ないように、予防的に危険木を伐採していく予算は確保されているのか伺いたい。</p>
加賀屋課長	<p>令和6年度において損害保険を使用した事例は無かったが、いつ事故が起こってもおかしくないので今後も保険は掛け続けていく。また、令和7年度予算に関しては例年どおり保全管理は行う前提でいる。</p>
杉山委員	<p>先の議題の件になるが指定の解除は初めての事例なのか、それとも過去に何度かあったのか。</p>
加賀屋課長	<p>今回の旧鎌倉街道沿里山保全地域においては2件目の事例となる。</p>
竹内会長	<p>公有地化された里山保全地域の維持管理費は毎年確保されているのか。管理面積が増えればその分の予算も増やせるのか。</p>
加賀屋課長	<p>里山保全地域の樹林地の管理に係る費用については、原則地権者の負担となる。本市としては、条例の中のできる規定による支援を行っており、過去にナラ枯れが大量に発生した際には、本市でナラ枯れ木を伐採する対応をしたが、それ以外は地権者での対応となる。</p> <p>また、保全管理の予算については、どのようにやっていけば効率良く、費用を抑えて管理ができるのかを模索していかなければならない時期にきている。今ある指定地をどのように活用していくかも課題の1つになるので今後検討を進めていきたい。</p>
竹内会長	<p>里山保全地域の中にも公有地があるが、その管理費についてはどうか。</p>

加賀屋課長	<p>今回の三ヶ島一丁目は住宅が密集しているエリアと違って自然が多い場所である。また、当課で管理している樹林地には住宅街にあるものもある。どこをどのように管理するのが最適か模索していかなければならないと考える。</p> <p>また、市民が散策するといった場所にはなるべく公園に近いような情景のある樹林地が望ましい場合もあり、対して三ヶ島一丁目の場合は狭山湖周辺でもあるので、なるべく自然に近い状態が望ましいのではないかと考えている。まだ答えは出ていないが、今後このエリアの樹林地はこのように管理していくことが望ましいというような方向性を示していきたい。</p>
竹内会長	<p>今の話からすると、公有地であっても閉鎖管理になっていて人が入れないところが多いのか。</p>
加賀屋課長	<p>現状では三ヶ島一丁目のエリアに人を入れることは想定していないが、今後整備が進んだ際は入れるようにすることも考えている。</p>
関谷委員	<p>令和6年度において損害補償の事例は無かったとのことだが、過去に補償した実績はあるのか。また、みどりのパートナーの協力を得て継続的に管理をしていくことになると思うが、みどりのパートナーの最近の傾向を伺いたい。</p>
加賀屋課長	<p>みどりのパートナーには樹林地の保全活動を実施してもらっているが、高齢化が進んでいるのと担い手不足という課題がある。現在パートナーは手作業による草刈りを行っているが、機械を使った草刈りに変えさせてもらえないかという打診が多い。来年度以降、要求に対応できるように機械を使った草刈りや状況によってはチェーンソーを使った簡易的な伐採までできるように進めているところである。</p> <p>また、損害補償の件について、過去5年においては補償を行った事例は無い。</p>
竹内会長	<p>今回の三ヶ島一丁目地内における里山保全地域の指定の件については、諮問のとおり了承する。</p> <p>8 答申書の提出</p> <p>「菩提樹池里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「北野南二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）」、「旧鎌倉街道沿里山保全地域の区域の変更（指定解除）」、「三ヶ島一丁目地内にお</p>

	<p>ける里山保全地域の指定」について、竹内会長より安藤環境クリーン部長へ答申書が提出された。</p> <p>9 議題</p> <p>議題 6 その他</p> <p> 次回の開催時期は令和 7 年 7 月下旬頃を予定しているが、詳細については今後調整を行い改めて連絡をすると案内した。</p> <p>10 閉 会</p>
--	---